

山陽小野田市福祉部子育て支援課ソーシャルメディア運用ポリシー

令和7年(2025年)8月1日策定

1 ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的

現在、山陽小野田市の子育てに関する情報発信は、市のホームページや、こなびさんようおのだ(母子モ)を使って行っているが、子育てに関する情報が一元化されておらず、何をどこで見たらいいのか、分かりづらく、情報の取得に時間がかかる現状にあるため、育児や家事、仕事等で忙しい子育て世帯が、ちょっとした空き時間に簡単に情報を得ることができるよう、情報を一元化するとともに、インスタグラムの公式アカウントを通じて、手軽に子育てに関する情報が取得でき、楽しく子育てができる環境づくりを目指す。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram (インスタグラム)

3 アカウントの管理者

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) アカウント管理者 | 福祉部子育て支援課長 |
| (2) アカウント名 | SUKUCHNA |
| (3) ユーザー名 | sukuchan. so |

4 発信情報の内容

山陽小野田市ソーシャルメディアポリシーを参考に作成
後日、市ホームページへ掲載(予定)

5 運用方法

(1) 発信時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

(2) コメントへの対応方針

原則として行わないが、子育て支援課の確認により、必要に応じて対応することがある。

(3) 利用者から寄せられたコメントの削除等

次のいずれかに該当する場合、子育て支援課は予告なくコメントの削除またはアカウントのブロック等を行うことができる。

- (ア) 特定の個人・団体等を中傷するもの
- (イ) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (ウ) 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの

- (エ) 違法行為又は違法行為をあおるもの
- (オ) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (カ) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (キ) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (ク) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (ケ) 虚偽や事実と異なると認められるもの
- (コ) 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- (サ) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (シ) 子育て支援課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (ス) その他、子育て支援課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権

子育て支援課の分野別公式アカウントが発信する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、子育て支援課に帰属する。

7 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、安全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 子育て支援課は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

8 その他

子育て支援課は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。